

道営住宅入居申込みのしおり

令和 7 年 度 第 3 回

道営住宅指定管理者（旭川市）
アライ地所株式会社CS事業部
〒070-0031 旭川市1条通6丁目右4号
TEL 0166-24-2200

【募集団地 全4団地 32戸募集】

春光高台団地	（8戸）
神楽岡ニュータウン団地	（5戸）
第二神楽岡ニュータウン団地	（16戸）
であえーる宮下東団地	（3戸）

■ 一般世帯向け住宅	2LDK	3戸
■ 一般世帯向け住宅	3LDK	11戸
■ 一般世帯向け住宅	4LDK	1戸
■ 単身者向け住宅	2DK	2戸
■ 単身者向け住宅	3LDK	2戸
■ 小学生以下同居世帯向け住宅	2LDK	1戸
■ 小学生以下同居世帯向け住宅	3LDK	8戸
■ 子育て世帯向け住宅（期限付き）	2LDK	3戸
■ 高齢者等世帯・単身併用住宅	3LDK	1戸

●受付期間 令和7年11月17日（月）・18日（火）・19日（水）

※電子申請受付期間 11月17日（月）9：00～18日（火）23：59

●受付場所 旭川市神楽4条6丁目1番12号
（財）道北地域旭川地場産業振興センター（道の駅あさひかわ）
2階 研修室

●受付時間 午前9時から午後5時00分まで

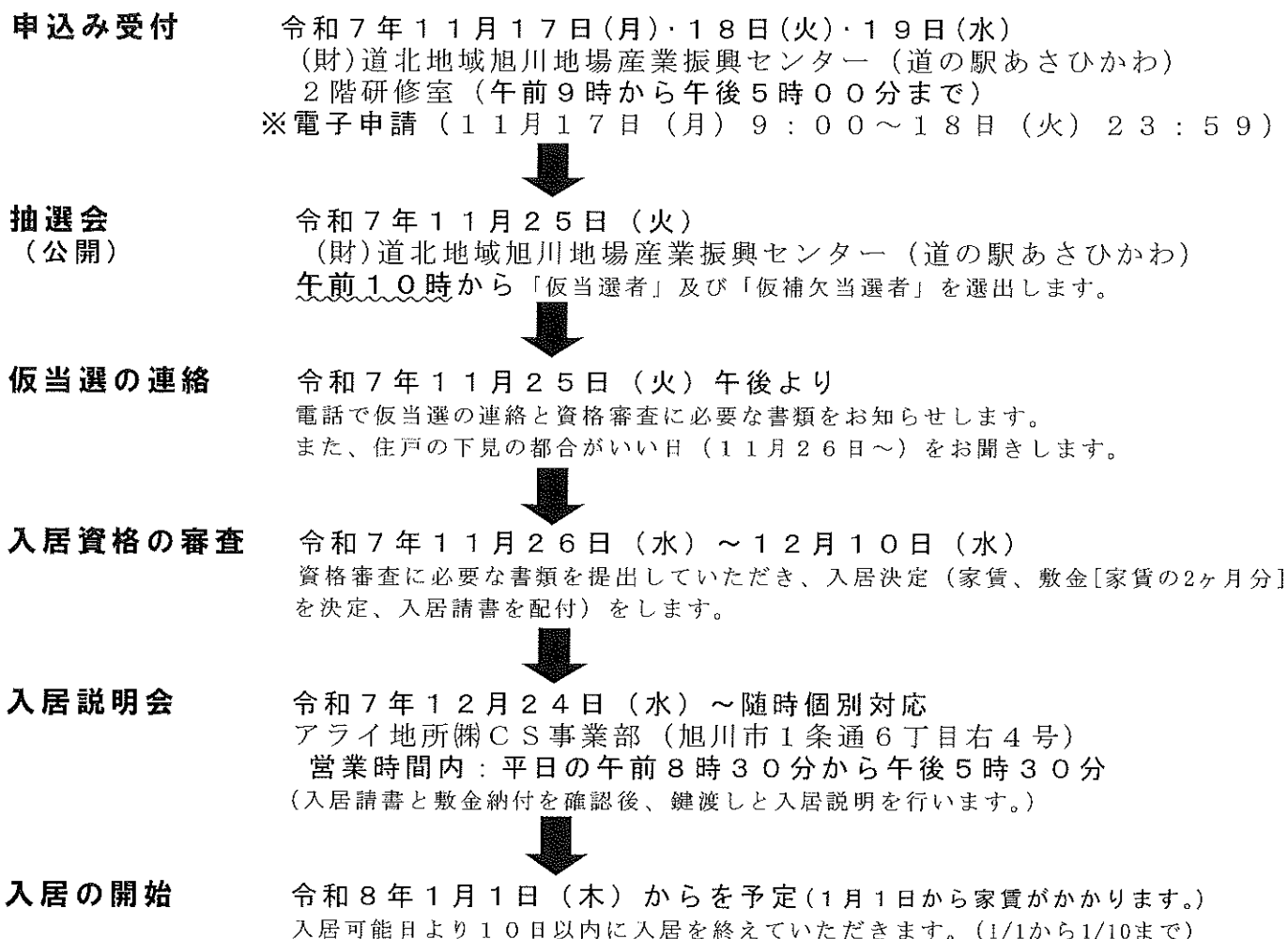
○申込みに必要な書類

北海道営住宅入居申込書

- ※ 表裏両面太枠内を記入し、押印してください。
- ※ 抽選カードをお持ちの方は、忘れずにご持参ください。
- ※ 受付時に抽選番号を決定し、その場でお知らせします。
- ※ 前日までに申込がなかった住宅は、次の日に受付会場にて公表します。

注意！ 申込み受付後の、入居希望住戸の変更は一切できません。

申込みから入居まで



郵送による入居申込みについて

- (1) 郵送による申込みにあたっては、必ず**特定記録郵便**でお送りくださるようお願いいたします。
- (2) 申込書類に不備があった場合は受付できませんので、記入漏れ、誤記、添付書類の不足等がないよう、提出前に再度内容を確認して下さい。
- (3) 申込書類に不備がある場合には内容を確認するため、日中に、電話によりお問い合わせするとともに、内容によっては受付会場におこしいただく場合があります。
- (4) 郵送による入居申込みの受付は、持参受付との公平をはかるため、最終日必着とさせていただきます。これより遅れた場合や、受付期間の最終日までには不備の修正ができない場合は受付できません。
- (5) 受付完了後に抽選カードを送付しますので、住所、氏名を記入し※350円切手を貼付した返信用封筒(A4サイズの内紙が入る大きさ)を同封して下さい。
※ 特定記録郵便の料金210円を含みます。
- (6) これまでに入居申込みをなされた方は、お持ちの「北海道営住宅抽選カード」を必ず同封して下さい。

電子申請による入居申込みについて

- (1) お申込みは北海道電子自治体共同システムのホームページからアクセスして下さい。
(<https://www.harp.lg.jp/SpoJuminWeb/GuestPageHome>)
- (2) 最初のご利用の際に、利用者登録をしていただき、利用者ID、パスワードの発行を受ける必要があります。
- (3) 電子申込者への抽選番号の公表は、抽選会前の11月21日(金) 17:00までにアライ地所㈱CS事業部のホームページ上で行います。
(<http://www.araizisyo.co.jp/doujuu>)

電子申請によるお申込みをされる前に必ずお読みください。

次のような場合は、「審査完了」のメールが着信していて、仮当選した場合であっても、当選取消しとなりますので注意してください。

1 抽選の際の玉数が実際よりも多かった。

① 「優遇措置対象項目」に該当しないにもかかわらず、チェックをつけてしまった場合は、当選取消しとなります。

優遇措置とは、「特に居住の安定を図る必要がある者」として、一般の世帯よりも抽選の際の玉数を増やすことにより当選率を引き上げる措置です。対象となる方の要件は「特に居住の安定を図る必要がある方」(8ページ)をご覧ください。

② 「連続落選年数」について、実際の年数よりも多い年数を記載してしまった場合は、当選取消しとなります。

連続落選年数は、1年以上連続して落選された方について、抽選の際の玉数を増やすことにより当選率を引き上げる措置です。

持参により申込書を提出された方には、「抽選カード」を交付しますが、電子申請によるお申し込みの場合は、「抽選カード」の発行は行いません。お申し込みされる方において審査完了メールを保存しておくなど、把握いただきますようお願いいたします。

2 希望した住戸の入居資格要件を欠いていた。

公募している住戸には、高齢者、障がい者、単身者など、特定の要件に該当する方だけがお申し込み出来る住戸があります。要件に該当しない方が仮当選した場合は当選取消しとなります。募集住戸一覧等に記載する入居資格要件をよくご確認のうえお申し込みください。

3 複数の申し込みをした。

- ① 一回の公募において、同一の方が、複数のお申し込みをした場合は当選取消しとなります。
- ② 一回の公募において、同一世帯の世帯員が、各々でお申し込みした場合は当選取消しとなります。

入居の申込みができる方

(1) 一般世帯向け住宅

- 道内に居住されている方、道外から転居を希望される方、外国籍の方で外国人登録をされている方。
- 住宅に困窮している方。
(現に公営住宅に入居している方は原則申込みできません。
(持ち家のある方は原則申込みできません。持ち家を処分された方は、それが分かる登記簿謄本又は売買契約書等を仮当選後、提出していただきます。))
- 入居しようとする世帯全員の収入が、北海道営住宅条例で定める基準の範囲である方。
- 入居しようとする世帯の中に暴力団の構成員がいないこと。(なお、入居後暴力団の構成員であることが判明した場合は住宅を明け渡していただく場合があります。)

(2) 高齢者等世帯・単身併用住宅

- (1) の条件を具備している方で、次のいずれかの要件を備えている方。
 - ① 申込者が申込みの時点で60歳以上で、同居者が60歳以上又は18歳未満の親族のみであること。
 - ② 夫婦のみが入居する場合で、夫婦のいずれかが申込み時点で60歳以上であること。
 - ③ 入居申込者又は同居しようとする方のいずれかが障がい者の方で、障がいの程度が「障がい者等の対象要件」(8ページ参照)に該当する方。
 - ④ 高齢者(60歳以上)の単身者も申込めます。

— 高齢者等世帯向け住宅とは…

一般世帯向け住宅への入居申込資格を有する方で、かつ、要件に該当する方がお申し込みいただける住宅で、手すりの設置、レバー式のドアノブ、電気スイッチの大型化など、高齢者向け改善工事を行った住宅です。

(3) 単身者向け住宅

※ 単身者は単身者向け住宅以外に申込みできません。但し、60歳以上の単身者は(2) 高齢者等世帯・単身併用住宅と(3) 単身者向け住宅の両方に申込みが可能です。

- (1) の条件を具備している方で、戸籍上の配偶者がなく、現に同居し、又は同居しようとする親族がいない方。

(4) 小学生以下同居世帯向け住宅

- (1) の条件を具備している方で、中学校就学前の子どもが同居している世帯。期限付き入居(明け渡し)ではありません。

(5) 子育て世帯向け住宅 ※期限付き入居

- (1) の条件を具備している方で、小学校就学前の子どもが同居している世帯。中学校に就学する年の3月31日までが入居期限(明け渡し)となります。

☆ 結婚予定は、入居後3ヵ月以内に入籍する方に限り申込み可能。後日、入籍を確認できる住民票又は戸籍謄本のいずれかを提出していただく必要があります。

道営住宅に住み替えを希望される場合の制限

既に公営住宅(道営住宅や市町村営住宅)に入居されている方は、原則申込みできません。ただし、次の要件に該当する方に限り、一般公募による申込みができます。

(1) 現在浴室のない公営住宅に入居しているため、浴室のある道営住宅に申込みするとき。

(2) 疾病等によって6ヶ月程度以上の通院加療を余儀なくされているとき。
(募集している住宅の中で、当該医療機関に最も近い道営住宅に申込みするとき)

- (3) 親等の居住地に近接する道営住宅に入居を希望するとき。
(親・祖父母・子・孫の居住地からおおむね2キロメートル以内の最も近い場所に所在する道営住宅に申込みができます)
- (4) 転勤や就職などによってほかの市町村に所在する公営住宅からの入居を希望するとき。
(転勤または就職などによって、現在入居中の他の市町村に所在する公営住宅から、住み替えることが生計を維持するうえでやむを得ない場合に限られます)
- (5) 入居者の人数に応じた間取りの住宅に入居を希望するとき。

世帯人数	現在の住宅	申込みできる住宅
1人以下	3LDK以上	3DK以下
3人以下	3DK以下	3LDK
5人以下	3LDK以下	3LDK以上 (※3LDK→3LDKは不可)

駐車場について

- (1) 駐車場整備済みの団地の駐車場は、有料でお貸ししています。

○ 駐車場月額使用料
(1台あたり)



春光高台団地(1・2・3号棟) 2,950円
 神居団地 3,570円 宮下西団地 4,110円
 神楽岡ニュータウン団地(A～J号棟) 3,640円
 であえーる宮下東団地 4,240円

- (2) 未整備団地には、自治会が管理する駐車場(無料)がありますので直接ご確認ください。なお、今後有料化を予定しておりますので、あらかじめご承知ください。道が指定している駐車スペース以外(緑地帯など)は、車庫証明は取れません。

入居についての注意事項

- (1) 家賃は入居可能日からその月末までの日割計算による家賃、その後の毎月分の家賃についても同様に、その月分をその月の末日までに納入していただきます。
 なお、家賃の納付は、預金口座(北海道に本店のある金融機関及び農協・ゆうちょ銀行に限る)からの口座振替が便利です。
- (2) **団地内及び住宅内で、犬、猫などの動物を飼育することはできません。**
- (3) 道営住宅は、共同住宅ですから、入居者の皆さんが共同で処理しなければならないことが沢山あります。その為に自治会という組織があります。
 この自治会では、共益費(階段ホール、外灯、給水設備等の電気代等は入居者が共同で負担)徴収、駐車場の管理、草刈り、冬場の除雪(屋根も含む)、団地周辺の環境の保全等を行っておりますので、**自治会に加入する必要があります。**
- (4) 浴槽及び風呂釜は入居される方の負担で設置していただきます。(一部団地は設置済み)
 ガス風呂は、リース(ガス会社等と個別に契約{月額3,000円程度})又は買い取りの対応。
 また、暖房器具、照明器具、網戸、灯油タンク(一部団地は設置済み)、カーテンレール(一部団地は設置済み)等も設置されていけませんので入居者負担での設置となります。
 なお、設置した物については、退去の際撤去していただくことになります。
- (5) 入居の前に住宅内部の修繕に入りますが、壊れている物や生活する上で支障のある場合のみ修繕します。
 画鋲等の穴、小さなへこみ、**汚れ等**は、修繕いたしません。
 また、**入居前の部屋の清掃は入居者の方にしていただくことになります。**

収入基準について

○給与所得者の場合

年 間 総 収 入 金 額	所 得 の 計 算 方 法
0 ～ 550,999	所得は0
551,000 ～ 1,618,999	(総収入金額) - 550,000
1,619,000 ～ 1,619,999	1,069,000
1,620,000 ～ 1,621,999	1,070,000
1,622,000 ～ 1,623,999	1,072,000
1,624,000 ～ 1,627,999	1,074,000
1,628,000 ～ 1,799,999	総収入金額を4000で割り、 1円未満を切り捨てた後、40 00円を掛けたもの(A)
1,800,000 ～ 3,599,999	
3,600,000 ～ 6,599,999	
6,600,000 ～ 8,499,999	(総収入金額) × 0.9 - 1,100,000
8,500,000 ～	(総収入金額) - 1,950,000

○事業所得者の場合 確定申告書の「所得金額」

○年金所得者の場合

受給者の年齢	公的年金等の総収入額	所得金額の計算
65歳以上の方	1,100,000まで	所得は0
	1,100,001～3,299,999	(年金の総収入金額) - 1,100,000
	3,300,000～4,099,999	(年金の総収入金額) × 0.75 - 275,000
	4,100,000～7,699,999	(年金の総収入金額) × 0.85 - 685,000
65歳未満の方	600,000まで	所得は0
	600,001～1,299,999	(年金の総収入金額) - 600,000
	1,300,000～4,099,999	(年金の総収入金額) × 0.75 - 275,000
	4,100,000～7,699,999	(年金の総収入金額) × 0.85 - 685,000

【所得金額調整控除】(給与所得の特例)

上記の算出表で算出した「給与所得金額」から、次の算式により計算した金額を控除した額を「給与所得の金額」とします。

○給与所得と公的年金等所得の両方の所得があり、その合計額が10万円を超える場合
 給与所得 (10万円を限度) + 公的年金等所得 (10万円を限度) - 10万円 = 残額 (控除額)

○控除額一覧

	控 除 名	控 除 の 内 容	控 除 額
A	基礎控除 (給与、年金所得)	申込者本人又は同居者のうち、給与所得又は公的年金等を有する方	1人につき100,000円 (所得金額10万円未満のときはその額)
B	同居者控除 (別居扶養者)	入居しようとする者(本人を除く)及び遠隔地扶養親族	1人につき380,000円
C	老人配偶者控除 老人扶養者控除	70歳以上の配偶者あるいは老人扶養親族がいる場合	1人につき100,000円
D	特定扶養親族控除	扶養親族のうち年齢が16歳以上23歳未満の人がいる場合	1人につき250,000円
E	障がい者控除	身体障がい者がある場合 身体(3～6級)精神(2・3級)知的(B判定)	1人につき270,000円
F	特別障がい者控除	重度の障がい者がある場合 身体(1・2級)精神(1級)知的(A判定)	1人につき400,000円
G	寡婦控除	所得500万円以下の寡婦でひとり親に該当しない方	1人につき270,000円 ただし、所得金額からAを控除した残額が270,000円未満のときはその額
H	ひとり親控除	所得500万円以下で現に婚姻をしてなく、所得48万円以下の生計を一にする子がいる方	1人につき350,000円 ただし、所得金額からAを控除した残額が350,000円未満のときはその額

○各表から導かれた所得金額及び控除額を次の収入計算表にあてはめ、公営住宅法に定める収入月額を計算してください。

所 得（家族のうち収入のある方の収入状況）			
		総 収 入 金 額	控 除 後 の 所 得
本	人	円	円
同居親族	A	円	円
同居親族	B	円	円
計			円…①
控 除（家族の所得控除の状況）			
A	基礎控除	1 0 万円 × 人 =	円
B	同居者	3 8 万円 × 人 =	円
	別居の扶養親族	3 8 万円 × 人 =	円
C	老人扶養（満70歳以上）	1 0 万円 × 人 =	円
D	特定扶養（16歳以上23歳未満）	2 5 万円 × 人 =	円
E	障がい者	2 7 万円 × 人 =	円
F	特別障がい者	4 0 万円 × 人 =	円
G	寡婦	2 7 万円 × 人 =	円
H	ひとり親	3 5 万円 × 人 =	円
計			円…②
収 入 月 額			
(①－②) ÷ 1 2 カ月 =			円

○収入月額の金額をあてはめ、基準内か確認してください。

*一般階層 収入月額 1 5 8 , 0 0 0 円まで

*裁量階層 収入月額 2 1 4 , 0 0 0 円まで

区 分	収 入 額	収 入 分 位
一 般 階 層	0円～104,000円	1
	104,001円～123,000円	2
	123,001円～139,000円	3
	139,001円～158,000円	4
裁 量 階 層	158,001円～186,000円	5
	186,001円～214,000円	6

裁量階層とは…

次のいずれかに該当する世帯のことであり、公営住宅への入居をより容易にするために、収入基準が引き上げられています。

- ・入居者又は同居者に障害者基本法第2条に規定する障がいのある方がいる世帯。（下表参照）
- ・入居者が60歳以上で、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の方がいる世帯。
- ・小学生以下の子供が同居する世帯、又は18歳未満の同居者が3名以上いる世帯。
- ・入居者及び同居者であるその配偶者（婚姻の予約者を含む）の年齢の合計が70歳以下であって、その婚姻等の届け出の日から2年を経過していない方。
- ・入居者又は同居者に道外から移住する方がいる世帯。 など

「特に居住の安定を図る必要がある」方への優遇措置

次表の項目に該当される方は、該当の項目ごとに抽選個数を1個ずつ（母子世帯・父子世帯・子育て世帯・大家族世帯は2個ずつ）付与することができます。

＊ 申込み時点の年齢により判断してください。

＊ 仮当選後の資格審査時に優遇措置に該当することの証明書を提出していただきます。お使いになった優遇措置に該当しないことが判明した場合、仮当選が取り消され、入居することができなくなりますので、ご注意ください。

対象世帯	優 遇 措 置 の 対 象 要 件	
1 高齢者等	①入居者が60歳以上	同居する方のいずれもが60歳以上又は18歳未満の方
		同居する方が、配偶者のみ
		同居する方が、配偶者及び18歳未満の方
		同居する方がいないこと（単身の方）
	②入居者が60歳未満	③同居する方が、60歳以上の配偶者のみ
2 海外引揚者	④海外から日本に引き揚げた後、5年を経過していない方	
3 障がい者等	⑤入居者又は同居者が障がい者に該当	身体障がい：身体障害者手帳1級から4級
		精神障がい：精神障害者保健福祉手帳1級又は2級
		知的障がい：療育手帳等により重度又は中度の知的障害者（児）と判定された方（A判定又はB判定）
	⑥入居者又は同居者が戦傷病者に該当	戦傷病者手帳の交付を受け、障がいの程度が国交省令で定める程度の方（特別項症第6項症まで、又は第1款症）
4 母（父）子世帯	⑦入居者が寡婦（夫）で、同居者に扶養している20歳未満の子供がいる世帯	
5 子育て世帯	⑧小学生以下の子供が同居する世帯	
6 大家族世帯	⑨世帯の家族数が5人以上である場合	
	⑩すべて18歳未満の子供が3人以上いる場合	
7 DV被害者	⑪DV被害者で次のいずれかに該当する方	婦人相談所の一時保護又は母子生活支援施設の保護が終了した日から5年以内の方
		裁判所に退去命令又は接近禁止命令の申立てを行った方で、当該命令が効力を生じた日から5年以内の方
		母子生活支援施設の保護が終了した日から5年以内の方
8 犯罪被害者等	⑫犯罪行為によって被害のあった日から5年以内の方で、次のいずれかに該当する方のいる世帯	
	(1)犯罪の影響により収入が著しく減少し、現に居住している住宅に居住し続けることが困難になった方	
	(2)現に居住している住宅又はその付近において犯罪が行われたことにより、当該住宅に居住し続けることが困難になった方	
9 新婚世帯※	⑬入居者及び同居者であるその配偶者（婚姻の予約者を含む）の年齢の合計が70歳以下であり、その婚姻等の届出の日から2年以内の方	
10 転入世帯※	⑭現に居住している市町村以外の市町村に所在する道営住宅に入居しようとする方	
11 原子力事故被災者※	⑮平成23年3月11日において「支援対象地域」に居住し、「居住実績証明書」を持っている方	

仮当選後に必要な書類

- (1) 入居される方全員の住民票（別居中の方が同居する場合は、その方の戸籍謄本又は抄本）＊ 続柄と本籍の表示が必要です。
- (2) 入居名義人及び成人の方全員の市区町村発行の所得証明書
＊ ＜課税年度 令和7年度（令和6年中の所得）＞
- (3) 収入を証明するもの（所得証明書と両方必要です）
＊ 申込時点での状況で、次の収入区分に応じた証明書を提出してください。
＊ 所得には世帯主以外でも、配偶者のパートや学生のアルバイトなど継続的な収入があれば、すべて対象になります。

収入区分	収入の状況	証明期間	証明書
給与所得者	現在の勤務先に令和6年1月1日以前から勤務している	令和6年分	源泉徴収票（コピー可）
	現在の勤務先に令和6年1月2日以降に就職している	申込みの前までの給与実績のある月分	給与証明書（指定様式）
年金受給者	年金、恩給等で生活している	公的年金の源泉徴収票・直近の年金改定通知書・年金振込通知書のいずれか1つ（コピー可）	
事業所得者	現在の仕事を令和6年1月1日以前から営業している	令和6年分	確定申告書（受付控え）（コピー可）
	現在の仕事を令和6年1月2日以降に営業している	申込みの前月までの分である月数分	事業収入申告明細書（指定様式）
その他	生活保護を受けている方	生活保護の証明書・保護手帳写	
	雇用保険の一時給付金を受けている方	雇用保険受給資格者証の写（*1）	
	無職・無収入の方	退職証明書（任意式） 無職無収入申出書（指定様式）	

（*1）ただし、冬期間失業し再度同じ職場に勤務する場合は、勤務先が発行する源泉徴収票

（*2）道営住宅申込みの際収入とならないもの

障害、遺族年金（遺族恩給）・生活保護法に基づく扶助費・雇用保険・親等からの仕送り・労災保険金・休業補償

(4) その他証明書類

＊ 次の区分に該当する方は、(1)～(3)のほかに、次の証明書も必要です。

区 分	証 明 書
別居している被扶養者がいる場合	遠隔地保険証の写し
身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳を受けている方	交付を受けている手帳（写し）又は判定書
内縁関係にある方	職場からの扶養を証明する書類等内縁関係がわかる書類
母子（父子）世帯	戸籍謄本
市町村営住宅からの入居者	現在お住まいの住宅の面積、家族数、家賃等を記載した市町村営住宅担当課の証明書
新婚世帯（婚姻の予約者を含む）	戸籍謄本または住民票（世帯全員のもの）または婚約関係を証明する書面のうち、届出等の日がわかる書類
原子力事故被災者	避難元市町村が発行する居住実績証明書

＊ 原則各区分に該当する方はその右側に記載されている証明書の提出を求めますが、提出された証明書で各区分に係る事情が確認できない場合は、別に書類を求める場合があります。